

[1] 無線局の免許人は、無線設備の変更の工事をしようとするときは、総務省令で定める場合を除き、どうしなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 あらかじめ総務大臣の許可を受ける。
- 2 あらかじめ総務大臣にその旨を届け出る。
- 3 あらかじめ総務大臣の指示を受ける。
- 4 総務大臣に無線設備の変更の工事の予定期日を届け出る。

[2] 電波の主搬送波の変調の型式が角度変調で周波数変調のもの、主搬送波を変調する信号の性質がアナログ信号である単一チャンネルのものであって、伝送情報の型式が電話（音響の放送を含む。）の電波の型式を表示する記号はどれか。次のうちから選べ。

- 1 F 3 E
- 2 A 3 E
- 3 F 1 B
- 4 J 3 E

[3] 第二級海上特殊無線技士の資格を有する者が、船舶局の25,010kHz以上の周波数の電波を使用する無線電話の国内通信のための通信操作を行うことができるのは、空中線電力何ワット以下のものか。次のうちから選べ。

- 1 50ワット
- 2 100ワット
- 3 10ワット
- 4 5ワット

[4] 総務大臣は、無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、その無線局に対してどのような処分を行うことができるか。次のうちから選べ。

- 1 臨時に電波の発射の停止を命ずる。
- 2 空中線の撤去を命ずる。
- 3 周波数又は空中線電力の指定を変更する。
- 4 無線局の免許を取り消す。

[5] 総務大臣から無線局の免許が取り消されることがあるのはどの場合か。次のうちから選べ。

- 1 不正な手段により無線局の免許を受けたとき。
- 2 運用許容時間外の運用をしたとき。
- 3 免許状に記載されていない周波数の電波を使用したとき。
- 4 免許状を失ったとき。

[6] 無線局の免許人は、無線従事者を選任し、又は解任したときは、どうしなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出る。
- 2 1箇月以内にその旨を総務大臣に報告する。
- 3 2週間以内にその旨を総務大臣に届け出る。
- 4 速やかに総務大臣の承認を受ける。

[7] 無線局がなるべく擬似空中線回路を使用しなければならないのはどの場合か。次のうちから選べ。

- 1 無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するとき。
- 2 工事設計書に記載した空中線を使用できないとき。
- 3 総務大臣の行う無線局の検査のために運用するとき。
- 4 他の無線局の通信に混信を与えるおそれがあるとき。

[8] 無線電話通信における遭難通信の通報の送信速度は、どのようなものでなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 受信者が筆記できる程度のもの
- 2 できるだけ速いもの
- 3 緊急の度合いに応じたもの
- 4 送信者の技量に応じたもの

[9] 無線電話通信において、無線局は、自局に対する呼出しであることが確実に呼出しを受信したときは、どうしなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 その呼出しが反復され、かつ、自局に対する呼出しであることが確実に判明するまで応答しない。
- 2 応答事項のうち相手局の呼出名称の代わりに「貴局名は何ですか」を使用して、直ちに応答する。
- 3 他の無線局が応答しない場合は、直ちに応答する。
- 4 直ちに応答し、自局に対する呼出しであることを確かめる。

[10] 入港中の船舶の船舶局を運用することができないのはどの場合か。次のうちから選べ。

- 1 中短波帯(1,606.5 kHzから4,000 kHzまでの周波数帯をいう。)の周波数の電波を使用して通報を他の船舶局に送信する場合
- 2 26.175 MHzを超え470 MHz以下の周波数の電波により通信を行う場合
- 3 総務大臣が行う無線局の検査に際してその運用を必要とする場合
- 4 無線通信によらなければ他に陸上との連絡手段がない場合であって、急を要する通報を海岸局に送信する場合

[11] 船舶局の遭難呼出し及び遭難通報の送信は、海岸局又は他の船舶局から応答があるまでどうしなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 応答があるまで、必要な間隔をおいて反復する。
- 2 少なくとも3分間の間隔をおいて反復する。
- 3 少なくとも5回反復する。
- 4 他の通信に混信を与えるおそれがある場合を除き、反復を継続する。

[12] 船舶局は、無線電話による緊急信号を受信したときは、遭難通信を行う場合を除き、少なくとも何分間継続してその緊急通信を受信しなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 3分間
- 2 10分間
- 3 2分間
- 4 5分間